

受付印

令和5年6月15日

主たる事務所の所在地、法人名、代表者の氏名は、登記簿に記載されているとおり正確に記入します。

(宛先) 福岡市長

主たる事務所の所在地	〒000-0000 福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号 電話 (000) 000 - 0000 FAX (000) 000 - 0000	
(フリガナ) 特定非営利活動法人 の名称	トクテイヒエイリカツドウホウジン フクオカカイ 特定非営利活動法人 福岡会	
代表者の氏名	福岡 太郎	
認定(特例認定)の有効期間	事業年度	
自令和元年 8月 5日 至令和6年 8月 4日	自令和4年 4月 1日 至令和5年 3月 31日	

特定非営利活動促進法第55条第1項(第62条において準用する場合を含む。)の規定により、下記の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	(1)の「前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」については、一度提出し、その後内容に変更がない場合は、「提出しない場合」にチェックし、最後に提出した事業年度に記入し、チェック欄にもチェックします。	✓
提出しない場合	✓		
最後に役員報酬規程を提出した事業年度(令和2年度)	✓		✓
最後に職員給与規程を提出した事業年度(令和2年度)	✓		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く)		た場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	✓
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	✓	(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	✓	認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員の状況」第3表付表1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2	✓ ✓ ✓
③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	✓	認定基準等チェック表(第4表)(初葉) 認定基準等チェック表(第5表) 認定基準等チェック表(第7表) 欠格事由チェック表	✓ ✓ ✓ ✓

(注意事項)

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する第 55 条第 1 項を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から 3 か月以内に特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項に掲げる書類を福岡市に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、「チェック欄」にチェックしてください。
- 3 提出書類の様式について
特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項の規定により提出する書類のうち、「法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第 3 表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第 3 表付表 1・2、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第 3 表の「 年 月 日～ 年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。